

短期入所 事業案内

1 短期入所事業< 宿泊する場合 >

種 別	短期入所事業（総合支援法内指定事業）
対 象	① 身体障害者（児）・知的障害者（児） ② 障害福祉サービス受給者証をお持ちで、短期入所の支給決定を受けている方
利用手続き	① 障害保健福祉センターと契約を行う（面談） ※ 契約期間は、サービス支給期間と同じ期間になります。 契約（面談）は、事前予約が必要です。 ② 利用時に申込書を提出してください。
利用日数	より多くの方にご利用いただくため、1週間程度でお願いします。 ただし、入所に向けての訓練、介助者の長期外泊等の事情があり、サービス等利用計画で予定している長期の利用希望がある場合は、ご相談ください。
利用料金	① 食費 朝食 400 円 昼食 500 円 夕食 600 円 ② 利用料 障害支援区分に応じて決まります。 ※ また、宿泊中に他サービスを利用した場合は利用料が変わります。 ③ 支払方法 月締めで次月請求 原則口座振替
入退所時間	① 入所時間 <u>原則 9 時～17 時まで</u> ② 退所時間 <u>原則 9 時～16 時まで</u> （16 時以降の退所は応相談とさせていただきます。最大 19 時までの利用で夕食を含みます。） ※ 通所・通学・通勤・通院・その他事情がある場合には、ご相談ください。
申し込み （WEB）	① 予約方法 LINE で「東京都港区」のアカウントを登録後、ログインし予約を申し込む。先着順ではありません。※別紙参照 ② 予約解禁 毎月 1 日に 2 ヶ月先までの予約を解禁します。 1 次募集…1 日～7 日（結果は 10 日までに通知します） 2 次募集 11 日～17 日（結果は 20 日までに通知します） （例 4 月 1 日に 6 月 30 日分までの予約を解禁します。） ③ 通知方法 LINE にて登録いただいたアカウントに通知します。
申し込み （電話）	① 問い合わせ先 ☎ 03-5439-2517 ② 予約解禁 WEB と同様（上記参照） ③ 通知方法 電話にて <u>利用が決定した方のみ</u> 通知します。

2 日中一時支援事業< 日帰りの場合 >

種 別	日中一時支援事業（港区単独事業）
対 象	① 港区民 ② 65歳未満（介護保険対象者は、除きます。） ③ 身体障害者（児）または知的障害者（児）で手帳をお持ちの方
利用手続き	① 確認票を毎年提出してください。 ② 利用時に利用申請書を提出してください。
利用日数	年間 24 日 毎月 7 日まで
利用料金	① 昼食 500 円 ② 支払方法 利用毎に現金でお支払いください。
利用時間	原則 9 時～16 時まで ※ 学校行事や福祉関連団体の活動参加など、特別な事情がある場合は個別にご相談ください。
申し込み （電話の み）	① 受付方法 電話でお問い合わせください。 ☎ 03-5439-2517 ② 予約解禁 毎月平日月初 9 時に 1 ヶ月先までの予約を解禁します。 （例 4 月 1 日（火）9 時に、5 月 31 日分までの予約を解禁します。） ※日中一時支援事業は WEB 予約を受け付けていません。電話でご予約下さい。

※日中一時支援事業（日帰り）は短期入所事業（宿泊）とは異なり、先着順となっております。予約解禁日が短期入所事業より 1 カ月遅れておりますので、すでに宿泊利用者で枠が埋まっている場合は、予約を受け付けることができません。ご了承ください。

3 サービス支援内容 < 宿泊と日帰り共通 >

食事、入浴、排泄、見守りなど、生活に必要な支援を行います。

- ① 食事支援 食事の提供、介助見守りなどの支援をさせていただきます。

提供時間 朝食 7:15 昼食 12:00 夕食 18:00

- ② 排泄支援 トイレの声掛け、紙おむつ類の交換、尿器の介助など、個別に支援を行います。

紙おむつ、紙パンツ、パットなどの消耗品はご持参ください。

- ③ 入浴支援（宿泊） 個別浴槽、リフト浴、介助用の大浴槽で、職員が1対1で対応します。

タオル、バスタオル、ボディソープ、シャンプーは貸し出し用を準備してあります。

- ④ その他、転倒や他害・発作などの心配がある方には適時見守りなど、個別の状況に合わせて支援させていただきます。

4 ご利用にあたっての注意事項< 宿泊と日帰り共通 >

- ① 体調不良時等の利用お断り

多くの方に安心してご利用いただくために、感染症の症状や疑いがある場合は受入ができませんことがあります。また、他の利用者に著しい被害を及ぼすことが想定される場合は受入ができませんことがあります。

- ② 医療的ケアはできません

医療的ケアが必要な方の受入は行っていません。（配置は支援員のみ）普段ご自宅でご家族が行っていることでも、職員を含む第3者が行う場合に医療行為となるものは対応できません。

- ③ 訓練や活動、教育等普段のカリキュラム優先

普段の通所先や学校を休んでご利用されることは、ご遠慮ください。

- ④ お薬に関して

内服薬や軟膏が必要な場合は、1回分ごとに小分けしてください。また、処方される時の薬の説明書を必ずご持参下さい。

説明書がない薬の服用がある場合、投薬依頼書の記入をお願いします。

- ⑤ 貴重品に関して

事業所側で貴重品の管理を依頼される場合は申請書(申込書)にその旨記載をお願いします。

- ⑥ 寄贈品の授受について

利用者または利用者家族からの寄贈品は授受できませんのでご了承ください。

以上